◎新潟県教育委員会告示第７号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第８号)の一部を次のように改正し、平成25年４月１日から実施する。

平成24年12月28日

新潟県教育委員会

委員長　　栗　田　　修　行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（用語の定義） **第３条**　（略） (1)～(7)　（略） (8)　転任　当該市町村において、事務主幹を総括事務主幹に、主任を主査に、及び総括事務主幹を事務主幹に任命することをいう。 (9)　（略） (10)　降任　当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。 (11)～(21)　（略）	（用語の定義） **第３条**　（略） (1)～(7)　（略） (8)　転任　当該市町村において、主任を主査に任命することをいう。 (9)　（略） (10)　降任　当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。 (11)～(21)　（略）
（職名） **第12条**　教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。	（職名） **第12条**　教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事とする。
（昇任及び転任） **第17条**　学校栄養職員、主査及び主事の昇任並びに事務主幹及び主任の転任は、新潟県教育委員会が行う選考に合格した者の中から行うものとする。	（昇任及び転任） **第17条**　学校栄養職員、主査及び主事の昇任並びに主任の転任は、新潟県教育委員会が行う選考に合格した者の中から行うものとする。
（別記様式） 辞令書 （略） 辞令書記入要領 Ⅰ・Ⅱ　（略） Ⅲ　（発令事項）欄の記入 （略） １　採用 (1)～(5)　（略） (6)　総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合 （略） ２～５　（略） ６　転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させ	**（別記様式）** 辞令書 （略） 辞令書記入要領 Ⅰ・Ⅱ　（略） Ⅲ　（発令事項）欄の記入 （略） １　採用 (1)～(5)　（略） (6)　事務主幹、主査、主任及び主事の場合 （略） ２～５　（略） ６　転任 主査に転任させる

る 　　行政職の○級に決定する。 　　（略） 　７～19　（略） Ⅳ　（略）	行政職の４級に決定する。 　　（略） 　７～19　（略） Ⅳ　（略）